

企業立地促進法に基づく支援

企業立地促進法とは

企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成及び活性化に向けて、県と市町村で策定した基本計画に基づいた取り組みを支援する法律です。税制優遇、低利融資等の支援や、工場立地法の規制緩和などのメリットがあります。

正式名称：企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
成立：平成19年4月27日 施行：平成19年6月11日 改正：平成26年3月31日

企業立地促進法に基づく主な支援

地方税の課税免除等

【内容】 不動産取得税、固定資産税の課税免除等
(立地市町で免除等の条例制定が必要)
【対象業種・要件】 裏面参照

低利融資制度

【内容】 (株)日本政策金融公庫による、中小企業者に対する低利融資制度
【利率・限度・期間】 裏面参照

特別信用保証

【内容】 中小企業者に対して、一般保証と別枠での、同限度額の特別保証を設定
【限度額】 普通保証：2億円 無担保保証：8千万円

注1：課税の特例（特別減価償却）については、H26.3.31で終了
注2：本法に基づく計画は、着工前に承認が必要
注3：県の企業立地促進条例による計画の承認とは別に承認が必要

	地方税の課税免除等	低利融資制度	特別信用保証
工場または事業場の 新設・増設	○ (市町条例必要)	○	○
生産性向上のための 設備の増設等	—	○	○

※上記のほか、

・県の基本計画で指定する「重点促進区域」(=県内40工業団地)に対する、工場立地法の緑地等面積率の緩和(立地市町で条例を制定が必要)等の支援措置があります。

企業立地促進法に基づく支援を受けるには

☆企業立地計画（工場または事業場の新設・増設の場合）、または事業高度化計画（生産性向上のための設備の増設等の場合）を策定し、県知事の承認を得ること。

☆事業予定地及び業種が、県基本計画に定める集積区域内で、かつ、集積業種であること。

【島根県地域産業集積活性化計画の概要】

集積区域	県内8市7町（隠岐郡4町村を除く）
集積業種	○機械金属関連産業 ○電気・電子関連産業 ○情報関連産業 ○医療・健康・食品関連産業 ○木材・住宅関連産業
成果目標	付加価値額増加額：209億円 企業立地件数：85件 製造品出荷額増加額：691億円 新規雇用者数：2,360人
計画期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日



支援の流れ



※各計画は、着工前に県知事の承認を受ける必要があります。
また、県の企業立地促進条例による計画の承認とは別に承認が必要ですので、ご注意ください！

企業立地計画に基づく支援を受けるための最低限度額

大分類名		中分類名		地方税の課税免除等
E	製造業	9	食料品製造業	土地・建物の合計 →2億円超 〔農林漁業関連業種〕 5,000万円超
		10	飲料・たばこ・飼料製造業	
		12	木材・木製品製造業	
		13	家具・装備品製造業	
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業	
		18	プラスチック製品製造業	
		19	ゴム製品製造業	
		11	繊維工業	
		16	化学工業	
		21	窯業・土石製品製造業	
		22	鉄鋼業	
		23	非鉄金属製造業	
		25	はん用機械器具製造業	
		26	生産用機械器具製造業	
		27	業務用機械器具製造業	
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	
		29	電気機械器具製造業	
		30	情報通信機械器具製造業	
		31	輸送用機械器具製造業	
		G	情報通信業	
24	金属製品製造業			
37	通信業			
39	情報サービス業			
40	インターネット付随サービス業			
		41	映像・音声・文字情報制御作業	

低利融資制度（地域活性化・雇用促進資金）

		貸付利率	貸付限度	貸付期間
中小企業 事業	設備資金	2億7千万円まで 特利② 2億7千万円超 基準利率	7億2千万円	20年以内（うち据置2年以内）
	運転資金	基準利率	うち2億5千万円	7年以内（うち据置1年以内）
国民生活 事業	設備資金	特利C	7,200万円	20年以内（うち据置2年以内）
	運転資金	基準利率	うち4,800万円	7年以内（うち据置1年以内）

○詳しくは(株)日本政策金融公庫のホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)をご覧ください。